

平成二十三年政令第二百四十四号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第七十八号）、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）、地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の特例）

第一条 健康保険の被保険者（健康保険法第九十八条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含み、同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者（次項において「日雇特例被保険者」という。）を除く。）であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額、同令第四十三条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額、同条第三項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額並びに同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額については、同令第四十二条第一項から第五項まで及び第七項並びに第四十三条第一項各号の規定により定める額が、それぞれ、同令第四十二条第一項第三号及び第三項第四号中「療養のあった月の属する年度（療養のあった日が四月から七月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは、「平成二十二年年度」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第四十三条第一項各号の規定にかかわらず、当該額とする。

2 前項（健康保険法施行令第四十二条第一項第二号、第二項第二号、第三項第二号、第四項第二号、第五項第二号並びに第七項第一号口、第二号口及び第三号口並びに第四十三号第一項第一号口、第二号口、第三号口及び第四号口に係る部分を除く。）の規定は、日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者」という。）に係る高額療養費の支給について準用する。

3 健康保険の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象健康被保険者」という。）に係る健康保険法施行令第四十三条の二第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額及び同条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第四十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定める額が、それぞれ、同条第一項第三号及び第二項第四号中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは、「平成二十二年年度」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該額とする。

4 前項（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第二号及び第四号並びに第四項並びに第四十三条の二第二項第一号に規定する基準日を除く。）の規定は、基準日（同令第四十三号の二第二項第一号に規定する基準日という。以下この条において同じ。）において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等（同令第四十三号の二第二項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

5 口蹄疫特例措置対象健康被保険者に係る健康保険法施行令第四十三条の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第四十三号の三第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日において次条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船舶被保険令第二百四十号）第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに次条第二項及び第五項	基準日において第三項第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済令第三十三号）第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）である者又はその被扶養者	基準日において第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地方公務員等共済令第三十五号）第七項（同条第三項において準用する場合を含む。）である者
基準日において次条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船舶被保険令第二百四十号）第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに次条第二項及び第五項	基準日において第三項第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済令第三十三号）第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）である者又はその被扶養者	基準日において第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地方公務員等共済令第三十五号）第七項（同条第三項において準用する場合を含む。）である者
基準日において次条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船舶被保険令第二百四十号）第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに次条第二項及び第五項	基準日において第三項第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済令第三十三号）第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）である者又はその被扶養者	基準日において第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地方公務員等共済令第三十五号）第七項（同条第三項において準用する場合を含む。）である者

基準日において第六條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者の世帯の世帯主若しは、その被扶養者である者

項において準用する場合を含む。場合を含む。並びに第五條第二項及び第五項並びに第五條第二項及び第五項

私立学校教職員共済法施行令（昭和私立学校教職員共済法施行令第二十八年政令第四百二十五号）第六條において準用する国家公務員共済組合第一項の公務員共済組合第一項の公務員共済組合第一項（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）である者又は当該国民健康保険の世帯主等と同じの世帯に属する当該者以外の同項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者

基準日において第七條第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者の属する世帯の世帯主若しは、その被扶養者である者

第六條において準用する場合を含む。場合を含む。並びに第五條第二項及び第五項並びに第五條第二項及び第五項

第六條において準用する場合を含む。場合を含む。並びに第五條第二項及び第五項

基準日において第七條第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者の属する世帯の世帯主若しは、その被扶養者である者

第六條において準用する場合を含む。場合を含む。並びに第五條第二項及び第五項並びに第五條第二項及び第五項

第六條において準用する場合を含む。場合を含む。並びに第五條第二項及び第五項

基準日において第七條第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者の属する世帯の世帯主若しは、その被扶養者である者

第六條において準用する場合を含む。場合を含む。並びに第五條第二項及び第五項並びに第五條第二項及び第五項

第六條において準用する場合を含む。場合を含む。並びに第五條第二項及び第五項

6 口蹄疫特例措置対象健康被保険者に係る健康保険法施行令第四十三條の二第七項の介護合算算定基準額については、同令第四十三條の三第六項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十八号）第十六條の三第一項並びに第八條第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

7 口蹄疫特例措置対象健康被保険者が健康保険法施行令第四十三條の二第二項第一号に規定する資格を喪失した日以後の計算期間において高年齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他同令第四十三條の四第一項の厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、同項の厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同令第四十三條の二及び第四十三條の三並びに前二項の規定を適用する。

8 第五項及び第六項の規定は、計算期間において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等であつた者及びその被扶養者であつた者（基準日において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項第一号から第五号までに掲げる者又は後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

9 口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等が計算期間において健康保険法第三條第二項ただし書の規定による承認を受け又は同法第二百六條第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納し、かつ、当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他健康保険法施行令第四十四條第四項の厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該承認を受けた日の前日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、同項の厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同条第二項及び第三項並びに第四項及び前項の規定並びにこれらの規定において準用する規定を適用する。

（船員保険法施行令の特例）

第二條 船員保険の被保険者（船員保険法第六十七條第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。）であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る船員保険法施行令第八條第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額、同令第十條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額、同令第三項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額並びに同令第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額については、同令第九條第一項から第五項まで及び第七項並びに第十條第一項各号の規定により定める額が、それぞれ、同令第九條第一項第三号及び第三項第四号中「療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは、「平成二十二年」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同令第九條第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第十條第一項各号の規定にかかわらず、当該額とする。

2 船員保険の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象船保被保険者」という。）に係る船員保険法施行令第十一條第一項（同令第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額及び同令第二項（同令第三項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十二條第一項及び第二項（これらの規定を同令第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定める額が、それぞれ、同令第一項第三号及び第二項第四号中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは、「平成二十二年」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同令第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該額とする。

3 口蹄疫特例措置対象船保被保険者に係る船員保険法施行令第十一條第四項の介護合算算定基準額及び同令第五項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十二條第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日（船員保険法施行令第十一條健康保険法施行令第四十三條の健康保険法施行令第四十三條の第一項第一号に規定する基準日をい）三第一項（同令第三項において三第二項（同令第三項において同二））において口蹄疫特例措置対象第三項及び第七項

置対象健康被保険者（口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、次条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員、第五條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び第六條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者

健康保険法施行令第四十四條健康保険法施行令第四十四條第十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項（同令第四十四條第二項において準用する同第四十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項）））並びに

置対象健康被保険者（口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、次条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員、第五條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び第六條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四條健康保険法施行令第四十四條第十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項（同令第四十四條第二項において準用する同第四十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項）））並びに
置対象健康被保険者（口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、次条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員、第五條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び第六條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四條健康保険法施行令第四十四條第十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項（同令第四十四條第二項において準用する同第四十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項）））並びに
置対象健康被保険者（口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、次条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員、第五條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び第六條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四條健康保険法施行令第四十四條第十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項（同令第四十四條第二項において準用する同第四十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項）））並びに
置対象健康被保険者（口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、次条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員、第五條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び第六條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四條健康保険法施行令第四十四條第十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項（同令第四十四條第二項において準用する同第四十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項）））並びに

<p>5 口蹄疫特例措置対象船舶被保険者が船員保険法施行令第十一条第一項第一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者の被保険者とならない場合その他同令第十三條第一項の厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の</p> <p>4 口蹄疫特例措置対象船舶被保険者に係る船員保険法施行令第十一条第六項の介護合算算定基準額については、同令第十二條第五項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の第三項並びに第八條第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、厚生労働省令で定める。</p> <p>3 基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該第三項、第六項及び第七項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者</p>	<p>令第四十三條の第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第四項において準用する場合を含む。）並びに前条第三項及び同条第九項</p> <p>同令第四十三條の第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第四項において準用する場合を含む。）並びに前条第三項及び同条第九項</p> <p>同令第四十三條の第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第四項において準用する場合を含む。）並びに前条第三項及び同条第九項</p> <p>同令第四十三條の第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第四項において準用する場合を含む。）並びに前条第三項及び同条第九項</p>	<p>令第四十三條の第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第四項において準用する場合を含む。）並びに前条第三項及び同条第九項</p> <p>同令第四十三條の第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第四項において準用する場合を含む。）並びに前条第三項及び同条第九項</p> <p>同令第四十三條の第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第四項において準用する場合を含む。）並びに前条第三項及び同条第九項</p> <p>同令第四十三條の第三項において準用する場合を含む。）並びに前条第四項において準用する場合を含む。）並びに前条第三項及び同条第九項</p>
---	--	--

前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、同項の厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同令第十一条及び第十二条並びに前二項の規定を適用する。

(国家公務員共済組合法施行令の特例)

第三条 国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（同法第五十九条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。）であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額、同令第十一条の三の六の第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額、同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める金額並びに同条第五項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める金額については、同令第十一条の三の五の第一項から第五項まで及び第七項並びに第十一条の三の六の第一項各号の規定により定める金額が、それぞれ、同令第十一条の三の五の第一項第三号中「療養（食事療養及び生活療養を除く。）のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年」と、同令第三項第四号中「健康保険法施行令第四十二條第三項第四号」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等」としての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第一条第一項の規定により読み替へた場合における健康保険法施行令第四十二條第三項第四号」と読み替へた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるときは、同条第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第十一条の三の六の第一項各号の規定にかかわらず、当該金額とする。

2 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき同令第二項の規定の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給は、前項の規定の適用については、国家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

3 国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象国共済組合員」という。）に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額及び同条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十一条の三の六の第三項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定める金額が、それぞれ、同令第三号中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは「平成二十二年」と、同条第二項第四号中「健康保険法施行令第四十三條の三第二項第四号」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等」としての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第一条第三項の規定により読み替へた場合における健康保険法施行令第四十三條の三第二項第四号」と読み替へた場合におけるこれらの規定にかかわらず、当該金額とする。

4 口蹄疫特例措置対象国共済組合員に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の第二項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十一条の三の六の第三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、財務省令で定める。



3 口蹄疫特例措置対象自衛官等に係る防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第三項及び前項の規定の例に準じて防衛大臣が定める。  
(地方公務員等共済組合法施行令の特例)

第五条

地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員(同法第六十一条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費 療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。)であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間に限る。)に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の第三項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額、同令第二十三条の三の第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額、同令第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める金額並びに同令第五項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める金額については、同令第二十三条の三の第四第一項から第五項まで及び第七項並びに第二十三条の三の第五項各号の規定により定める金額が、それぞれ、同令第二十三条の三の第四第一項第三号中「療養(食事療養及び生活療養を除く。)」のあつた月の属する年度(当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)とあるのは「平成二十二年」と、同令第三項第四号中「健康保険法施行令第四十二条第三項第四号」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫起因して生じた事態に対処するための手当金等」についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第一条第一項の規定により読み替へた場合における健康保険法施行令第四十二条第三項第四号)と読み替へた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるときは、同令第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第二十三条の三の第五項各号の規定にかかわらず、当該金額とする。

2

地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間に限る。以下「口蹄疫特例措置対象地共済組合員」という。)に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の第六第一項(同令第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の介護合算算定基準額及び同令第二項(同令第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第二十三条の三の七第一項及び第二項(これらの規定を同令第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により定める金額が、それぞれ、同令第一項第三号中「基準日の属する年度の前年度(次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)」とあるのは「平成二十二年」と、同令第二項第四号中「健康保険法施行令第四十三条の三第二項第四号」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫起因して生じた事態に対処するための手当金等」についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第一条第三項の規定により読み替へた場合における健康保険法施行令第四十三条の三第二項第四号)と読み替へた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるときは、同令第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該金額とする。

3

口蹄疫特例措置対象地共済組合員に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の第六第二項の介護合算算定基準額及び同令第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第二十三条の三の七第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

基準日(地方公務員等共済組合法健康保険法施行令第四十三条の健康保険法施行令第四十三条の施行令第二十三条の三の六第一項三第一項(同令第三項において三第二項(同令第三項において

<p>第一号に規定する基準日をいう。以下この条及び附則第六条において同じ。)において口蹄疫特例措置対象健康被保険者(口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、口蹄疫特例措置対象国共済組合員、口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び次条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く。)である者又はその被扶養者である者</p>	<p>健康保険法施行令第四十四条第象日雇特例被保険者等である者又はその被扶養者である者</p>	<p>準用する場合を含む。)並びに第一条第三項及び第七項</p>
<p>基準日において口蹄疫特例措置対象船舶被保険者(口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び口蹄疫特例措置対象地共済組合員を除く。)である者又はその被扶養者である者</p>	<p>船舶保険法施行令第十二条第二象船舶被保険者(同令第三項において準用する場合を含む。)並びに第二象国共済組合員及び口蹄疫特例措置対象地共済組合員を除く。)である者又はその被扶養者である者</p>	<p>船舶保険法施行令第十二条第二象船舶被保険者(同令第三項において準用する場合を含む。)並びに第二象国共済組合員及び口蹄疫特例措置対象地共済組合員を除く。)である者又はその被扶養者である者</p>
<p>基準日において口蹄疫特例措置対象自衛官等である者</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第九象自衛官等(口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く。)並びに第三象自衛官等の被扶養者を含む。)及び第六項</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第九象自衛官等(口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く。)並びに第三象自衛官等の被扶養者を含む。)及び第六項</p>
<p>基準日において次条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令第五象私立学校教職員共済組合員(口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者)並びに前条第二項</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令第五象私立学校教職員共済組合員(口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者)並びに前条第二項</p>





基準日において口蹄疫特例措置対象自衛官等である者	防衛省の職員の給与等に関する国家公務員共済組合法施行令法律施行令第十七条の六の五第十一項並びに第三項第三項及び第六項並びに第四項第二項
基準日において口蹄疫特例措置対象地方公務員等共済組合法施行令地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第二項	項
基準日において口蹄疫特例措置対象地方公務員等共済組合法施行令地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第二項	項及び第五項
基準日において国民健康保険の世帯国民健康保険法施行令第二十九国民健康保険法施行令第二十条の三の六の三並びに次条第九条の四の三第三項並びに次の世帯主等同一の世帯に属する当三項、第六項及び第七項並びに第八項第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、文部科学省令で定める。	項及び第五項

4 口蹄疫特例措置対象私学共済加入者に係る準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第七項の介護合算算定基準額については、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第六項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項並びに第八項第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、文部科学省令で定める。

5 口蹄疫特例措置対象私学共済加入者が準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の四第一項の文部科学省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日（当該文部科学省令で定める場合にあつては、同項の文部科学省令で定める日）を基準日とみなして、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二（第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）及び第十一條の三の六の三（第四項を除く。）並びに前二項の規定を適用する。

第七条 国民健康保険の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間に限る。）に係る国民健康保険法第四十二条第一項第四号に規定する所得の額は、国民健康保険法施行令第二十七條の二第一項の規定により算定した額が、同項中「当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年以下この項において同じ。）とあるのは「平成二十一年」と、第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の被保険者で同年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、同項第一号中「当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度」とあるのは「平成二十二年度」と読み替えた場合における同項の規定により算定される額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。

2 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法第五十五条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けている者を含む。）であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その

属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員又は国民健康保険の被保険者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員又は国民健康保険の被保険者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二第一項から第五項まで、第七項及び第八項の高額療養費算定基準額並びに同令第二十九条の四第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額については、同令第二十九条の三第一項（同条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第三項、第四項（同条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五項、第六項、第八項及び第九項並びに第二十九条の四第一項各号の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十九条の三第一項第二号中「療養のあつた月の属する年の前年（当該療養のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）」とあるのは「平成二十一年」と、同項第三号及び同条第四項第四号中「療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第十項中「療養のあつた月の属する年の前年（当該療養のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）」とあるのは「平成二十一年」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項、第二項から第六項まで、第八項及び第九項並びに同令第二十九条の四第一項各号の規定にかかわらず、当該額とする。

3 国民健康保険の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員又は国民健康保険の被保険者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員又は国民健康保険の被保険者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間に係る（以下この条及び次条において「口蹄疫特例措置対象国保被保険者」という。）に係る国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額及び同条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第二十九条の四の三第一項及び第三項（これらの規定を同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定める額が、それぞれ、同条第一項第二号中「基準日の属する年の前々年（次条第二項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）」とあるのは「平成二十一年」と、同項第三号及び同条第三項第四号中「基準日の属する年度の前年度（次条第二項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第六項中「基準日の属する年の前々年（次条第二項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）」とあるのは「平成二十一年」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該額とする。

4 口蹄疫特例措置対象国保被保険者に係る国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第二十九条の四の三第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日（国民健康保険法施行令健康保険法施行令第四十三條の三健康保険法施行令第四十三條の三第二十九條の四の二第一項第一項（同条第三項において準用第二項（同条第三項において準用

<p>下この条及び附則第八条において同じ。において口蹄疫特例措置対象健康被保険者（口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、口蹄疫特例措置対象国共済組合員、口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者</p>	<p>健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三條の三第一項（同令第四十四條第二項において準用する同令第四十二條の三第三項において準用する同令第四十一條第一項第四項において準用する同令第三項及び同令第九項</p>	<p>健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三條の三第二項（同令第四十四條第二項において準用する同令第四十二條の三第三項において準用する同令第四十一條第一項第四項において準用する同令第三項及び同令第九項</p>
<p>基準日において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等である者又はその被扶養者である者</p>	<p>健康保険法施行令第十二條第一項（同令第三項において準用する同令第二項を含む。）並びに第二項第二項及び第五項</p>	<p>健康保険法施行令第十二條第二項（同令第三項において準用する同令第二項を含む。）並びに第二項第二項及び第五項</p>
<p>基準日において口蹄疫特例措置対象国共済組合員（口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く。）である者又はその被扶養者である者</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の三第一項（同令第三項において準用する同令第三項及び第六項</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の三第二項（同令第三項において準用する同令第三項及び第六項</p>
<p>基準日において口蹄疫特例措置対象自衛官等である者</p>	<p>防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項及び第十七條の六の六第一項並びに第四條第二項</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の三第二項並びに第四條第二項</p>
<p>基準日において口蹄疫特例措置対象地共済組合員である者又はその被扶養者である者</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第一項（同令第二十三條の三の七第二項（同令第三項において準用する同令第三項を含む。）並びに第五條第二項及び第五項</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第二項（同令第三項において準用する同令第三項を含む。）並びに第五條第二項及び第五項</p>
<p>基準日において口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項（私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第三項において</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第三項において</p>

5 口蹄疫特例措置対象国保被保険者に係る国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第七項の介護合算算定基準額については、同令第二十九條の四の三第五項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の三第一項並びに次条第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

6 口蹄疫特例措置対象国保被保険者が基準日において国民健康保険法第六條各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日からその資格を喪失することとなる場合における高額介護合算療養費の支給については、国民健康保険法施行令第二十九條の四の四第一項の規定にかかわらず、当該基準日に当該資格を喪失したものとみなして、同令第二十九條の四の二及び第二十九條の四の三並びに前二項の規定を適用する。

7 国民健康保険の世帯主等が国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第一項第一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）において国民健康保険の世帯主等でない限り、かつ、当該国民健康保険の世帯主等でない限り、当該計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他同令第二十九條の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合において、同項の厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同令第二十九條の四の二及び第二十九條の四の三並びに前二項の規定を適用する。

8 後期高齢者医療の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号に規定する所得額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項の規定により算定した額が、同項中「当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）」とあるのは、「平成二十一年」と、「第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の者で同年度の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第三号に規定する合計所得金額をいう。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額」とあるのは、「第一号に掲げる額」と、同項第一号中「当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合における同項の規定により算定される額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。

2 後期高齢者医療の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者（以下この条において「口蹄疫特例措置対象高齢被保険者」という。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四條第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準額並びに同令第十六條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額については、同令第十五條第一項から第三項まで及び第五項並びに第十六條第一項各号の規定により定める額が、それぞれ、同令第十四條第七項及び第十五條第一項第四号中「療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項から同条第三項まで及び同令第五項並びに同令第十六條第一項各号の規定にかかわらず、当該額とする。

3 口蹄疫特例措置対象高齢被保険者（その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法

（準用する場合を含む。）並びに前準用する場合を含む。）並びに前条第二項及び第五項





の口蹄疫特例措置対象国保被  
保険者である者

7 口蹄疫特例措置対象高齢被保険者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第  
一項第一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）においてその資格を  
喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において後期高齢者医療の被保険者又は高  
齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者とならない場合その他同令十六  
条の四第一項の厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項  
の規定にかかわらず、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、同項の厚生勞  
働省令で定める日）を基準日とみなして、同令第十六条の二及び第十六条の三並びに前二項の規  
定を適用する。

#### 第九條 介護保険法施行令の特例（介護保険法施行令の特例）

第九條 介護保険の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の  
交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたもの  
を含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受け  
た日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者（以下この条にお  
いて「口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者」という。）に係る介護保険法施行令（平成十年政  
令第四百二十二号）第二十二條の三第二項（同令第五項において準用する場合を含む。）の医療合  
算算定基準額及び同令第三項（同令第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合  
算算定基準額については、同令第六項及び第七項の規定により定める額が、それぞれ、同令第六  
項第一号ハ中「基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十  
一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合は、当該基準日とみなした日の属する年  
度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第二号ロ中「基準日の属する年の前々年（第九項  
の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合は、こ  
れを基準日とみなした日の属する年の前年）」とあるのは「平成二十一年度」と、同令ハ中「基  
準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれか  
の日を基準日とみなした場合は、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは「高  
齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第二項第一号に規定する基準日の属する月にお  
ける同令第二項の厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平  
成二十二年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるとこ  
ろにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同  
法の施行地に住所を有しない者を除く）」と、同令ニ中「基準日の属する年度の前年度（第九項の  
規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合は、こ  
れを基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同令第七項第  
一第一号ニ及び第二号ニ中「基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三  
月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合は、当該基準日とみなした日の  
属する年度）」とあるのは「平成二十二年度」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定  
める額を超えるときは、同令第六項及び第七項の規定にかかわらず、当該額とする。

2 口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者が介護保険法施行令第二十二條の三第二項第一号に規定  
する計算期間（第四項において「計算期間」という。）における同一の月において介護保険法第  
五十三條第一項に規定する居宅主要支援被保険者としての期間を有する場合における前項の規定の  
適用については、同令第二十二條の第二十項の規定を準用する。

3 口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者に係る介護保険法施行令第二十九條の三第二項において  
準用する同令第二十二條の三第二項（同令第二十九條の三第二項において準用する同令第二十二  
條の三第五項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額及び同令第二十九條の第三  
二項において準用する同令第二十二條の三第三項（同令第二十九條の三第二項において準用する

同令第二十二條の三第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合算算定基準額に  
ついては、第一項の規定を準用する。

4 口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者が計算期間における同一の月において介護保険法第四十  
一條第一項に規定する要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該口蹄疫特例措置対象介  
護被保険者が当該月に受けた介護保険法施行令第二十二條の二第二項に規定する介護予防  
サービス等については、前項において準用する第一項の規定は、適用しない。

#### （国民年金法施行令の特例）

第十條 国民年金法第三十六條の三第一項及び第三十六條の四第二項に規定する所得（その所得が  
生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号に掲げる道府県民  
税（都が同法第一條第二項の規定により課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）につき、平成  
二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当  
金等）については、個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第  
四十九号）以下「口蹄疫道府県民税等特例法」という。）第一條第一項（同令第二項において準  
用する場合を含む。以下同じ。）に規定する免除を受けた者に係るものに限る。）の額を計算する  
場合における国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第六條の二第二項の規定の適  
用については、同令中「三」当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定  
する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「三」当該年度分の道  
府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に  
係る所得の額、四」当該年度分の道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認  
された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等については個人の道府県民税及び  
市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一條第一項（同令第二項  
において準用する場合を含む。）に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の  
額」とする。

#### （国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令による改正前の国民年金法施行令の特例）

第十一條 国民年金法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）  
附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するとされた昭和六十年国民年金等  
改正法第一條の規定による改正前の国民年金法（以下この条及び附則第十二條において「旧国民  
年金法」という。）第七十九條の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六條第一項及び  
第二項並びに第六十七條第二項第一号及び第二号に規定する所得（その所得が生じた年の翌年の  
四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府  
県民税等特例法第一條第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限る。）の額を計算する場  
合における国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十  
一年政令第三十四号）第五十二條第一項の規定により読み替えて適用する昭和六十年国民年金等改  
正法附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するとされた国民年金法施行令  
等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第一條の規定による改正前の国民  
年金法施行令第六條の二第二項の規定の適用については、同令中「三」当該年度分の道府県民税  
につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得  
の額」とあるのは、「三」当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定す  
る免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額、三の二」当該年度分の道府県民税につ  
き、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するた  
めの手当金等については個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十  
二年法律第四十九号）第一條第一項（同令第二項において準用する場合を含む。）に規定する免除  
を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

#### （特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の特例）

第十二條 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九條及び第十條第二項に規定  
する所得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号  
に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一條第一項に規定する免除を受けた者

に係るものに限る。の額を計算する場合における特定障害者に対する特別障害給付金の支給に  
関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）第四條第二項の規定の適用については、同項中  
二三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者  
については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、二三 当該年度分の道府県民税につき、地方  
税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額 四 当  
該年度分の道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因し  
て生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例  
に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一條第一項（同條第二項において準用する場合  
を含む。）に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

**第十三条** 児童扶養手当法施行令の特例

第十三条 児童扶養手当法第九條から第十一條まで及び第十二條第二項各号に規定する所得（その  
所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号に掲げる道府県  
民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一條第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限  
る。）の額を計算する場合における児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四  
條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用  
については、同令第四條第二項中「五 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第  
一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五 当該  
年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、  
当該免除に係る所得の額 六 当該年度分の道府県民税につき、平成二十二年四月以降において  
発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府  
県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一條第一項  
（同條第二項において準用する場合を含む。）に規定する免除を受けた者については、当該免除に  
係る所得の額」とする。

**第十四条** 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例

第十四条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六條から第八條まで、第九條第二項各号並び  
に第二十條、第二十一條及び第二十二條第二項各号（これらの規定を同法第二十六條の五及び昭  
和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する所  
得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号に掲げ  
る道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一條第一項に規定する免除を受けた者に係る  
ものに限る。）の額を計算する場合における特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭  
和五十年政令第二百七号）第五條第二項（同令第八條第三項及び第四項並びに第十二條第四項及  
び第五項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十  
年政令第三百二十三号）附則第四條において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施  
行令第八條第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定  
の適用については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五條第二項中「五 前項に  
規定する道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、  
当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五 前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則  
第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額 六 前項に規定  
する道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じ  
た事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関す  
る法律（平成二十二年法律第四十九号）第一條第一項（同條第二項において準用する場合を含  
む。）に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

**附則**

**第一条** (施行期日)

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

**第二条** (健康保険法施行令の特例に関する経過措置)

第一条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び健康保険法施行令第四十三條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める

額並びに同令第四十三條の二第二項第一号（同令第四十四條第二項において準用する場合を含  
む。）に規定する基準日（第一條第七項又は第九項の規定により当該基準日とみなされる日を含  
む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基  
準額について適用する。

**第三条** (船員保険法施行令の特例に関する経過措置)

第三条 第二條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び船員保険法施行令第十條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並  
びに基準日（第二條第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月  
以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。  
（国家公務員共済組合法施行令の特例に関する経過措置）

**第四条** (国家公務員共済組合法施行令の特例に関する経過措置)

第四条 第三條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に応じ  
当該各号に定める金額並びに基準日（第三條第六項の規定により当該基準日とみなされる日を含  
む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基  
準額について適用する。

**第五条** (防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第五条 第四條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の三第一項各号に掲げる者の  
区分に応じ当該各号に定める金額並びに同令第十七條の六の四第一項第一号に規定する基準日  
（同令第十七條の六の六第一項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同  
月以後の場合における介護合算算定基準額について適用する。  
（地方公務員等共済組合法施行令の特例に関する経過措置）

**第六条** (地方公務員等共済組合法施行令の特例に関する経過措置)

第六条 第五條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の五第一項各号に掲げる療養の区分に  
応じ当該各号に定める金額並びに基準日（第五條第五項の規定により当該基準日とみなされる日  
を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算  
定基準額について適用する。  
（私立学校教職員共済法施行令の特例に関する経過措置）

**第七条** (私立学校教職員共済法施行令の特例に関する経過措置)

第七条 第六條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び準用国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に  
応じ当該各号に定める金額並びに基準日（第六條第五項の規定により当該基準日とみなされる日  
を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算  
定基準額について適用する。  
（国民健康保険法施行令の特例に関する経過措置）

**第八条** (国民健康保険法施行令の特例に関する経過措置)

第八条 第七條の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合におけ  
る国民健康保険法第四十二條第一項第四号の規定による所得の額の算定、療養のあつた月が同月  
以後の場合における高額療養費算定基準額及び国民健康保険法施行令第二十九條の四第一項各号  
に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日（第七條第七項の規定により当該基  
準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七  
十歳以上介護合算算定基準額について適用する。  
（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の特例に関する経過措置）

**第九条** (高齢者の医療の確保に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第九条 第八條の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合におけ  
る高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定、療養  
のあつた月が同月以後の場合における高額療養費、高額療養費算定基準額及び高齢者の医療の確  
保に関する法律施行令第十六條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに  
基準日（第八條第七項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後

の場合における高額介護合算療養費、介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

(介護保険法施行令の特例に関する経過措置)

第十条 第九条の規定は、介護保険法施行令第二十二条の第三項第一号(同令第二十九条の第三項において準用する場合を含む。に規定する基準日(同令第二十二条の第三項第九号(同令第二十九条の第三項において準用する場合を含む。の規定により当該基準日とみなされる場合を含む。))の属する月が平成二十三年八月以後の場合における医療合算算定基準額及び七十歳以上医療合算算定基準額について適用する。

(国民年金法施行令の特例に関する経過措置)

第十一条 第十条の規定は、平成二十二年以後の国民年金法第三十六条の第三項及び第三十六条の四第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

(国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令による改正前の国民年金法施行令の特例に関する経過措置)

第十二条 第十一条の規定は、平成二十二年以後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の第二項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条第二項第一号及び第二号に規定する所得の額の算定について適用する。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第十三条 第十二条の規定は、平成二十二年以後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

(児童扶養手当法施行令の特例に関する経過措置)

第十四条 第十三条の規定は、平成二十二年以後の児童扶養手当法第九条から第十一条まで及び第十二条第二項各号に規定する所得の額の算定について適用する。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第十五条 第十四条の規定は、平成二十二年以後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条から第八条まで、第九条第二項各号並びに第二十条、第二十一条及び第二十二条第二項各号(これらの規定を同法第二十六条の五及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。))に規定する所得の額の算定について適用する。

附則 (平成二十三年一〇月二二日政令第三二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十三年一二月二八日政令第四三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第五条及び第九条から第十二条までの規定並びに附則第三条及び第五条から第十一条までの規定 平成二十四年八月一日

三 第三条及び第六条の規定並びに附則第四条の規定 平成二十五年四月一日

(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令第七項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十四年八月以後の場合における国民健康保険法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同号の規定による所得の額の算定については、なお従前の例による。

2

第五条の規定による改正後の平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令第八項第一号の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十四年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同号の規定による所得の額の算定については、なお従前の例による。